



1月から一部の手続きで“マイナンバー”の 利用が始まっています！

平成28年1月から、一部の行政手続きでマイナンバー（個人番号）を申請書等に記載していただくことになります。その際、個人番号の確認及び本人確認のための書類の提示をお願いすることになりますので、ご協力をお願いいたします。

① マイナンバー（個人番号）を利用する手続きって何なの？

中標津町でマイナンバーを利用する主な行政手続きは、次のとおりです。

社会保障の手続き

- （医療・保険） 国民健康保険の加入・脱退届出、療養費の支給申請、後期高齢者医療の療養費の支給申請 など
- （介護・福祉） 介護保険の介護認定申請、介護給付 など、
身体障害者手帳の交付申請、特別児童扶養手当の認定請求、特別障害者等手当の認定請求、重度心身障害者等の医療費助成、生活保護の申請、自立支援給付の支給 など
- （子育て） 児童手当、児童扶養手当、乳幼児の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、未熟児養育の医療費助成、子どものための教育・保育給付の申請、地域子ども・子育て支援事業 など

税の手続き

個人町道民税申告書や給与支払報告書の提出（平成28年分以降）、
軽自動車税の減免申請、固定資産税の償却資産申告書 など

住民票・戸籍の手続き

転入、転居、転出などの異動、戸籍届出の氏名などの変更
※ 通知カードまたは個人番号カードの記載事項の変更が必要になります



これらの手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。



② マイナンバー（個人番号）の確認に必要なものって何なの？

マイナンバーを利用する事務の手続きでは、“なりすまし”などの不正を防止するため、これまでより厳格な本人確認が必要です。

そのため、①番号が正しいかどうかの確認、②本人の身元確認の2つの確認を行ないますので、次の表に記載されている「番号確認書類」と「本人確認書類」のうち、1～3のいずれかをお持ちください。

	番号確認書類		本人確認書類
1		マイナンバーカード	★マイナンバーカードをお持ちの方は、これ1枚で番号の確認と本人確認をすることができます！
2	 通知カード	+	[次のうち1点] 運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
3	個人番号が記載された住民票の写し、 住民票記載事項証明書		[上記の書類をお持ちでない方は、次のうち2点] 官公署から発行され、または発給された書類その他これに類する書類で、個人識別事項（氏名及び生年月日、住所）の記載があるもの 例：健康保険証、年金手帳、社員証、学生証など

役場の窓口へお越しになるときは、「マイナンバーカード」または、「通知カード」と「本人確認書類」を忘れずにお持ちください！

③ マイナンバーカード及び通知カードに関するお問い合わせ

マイナンバーの通知カードは、平成27年11月中旬から順次、簡易書留で世帯主宛に送付されていますが、あて所不明及び郵便局での保管期間満了などの理由で役場へ戻ってきておりますので、お手元に届いていない方は下記までお問い合わせください。

○中標津町役場 住民保険課 戸籍住民係 電話 0153-73-3111